



宮 崎 県 公 報

平成23年12月26日 (月曜日) 号外 第 88 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

教育委員会規則

○宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

頁

○宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則…………… 7

○宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則……………17

教育委員会告示

○公の施設の指定管理者の指定……………27

教育委員会規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第13号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第 4 条 県教育委員会は、前条の育英資金貸与申請書の提出があったときは、育英資金貸与の適否を決定し、適当であると決定した者に対しその旨を育英資金貸与決定通知書（別記様式第 3 号）によって通知するものとする。</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第 6 条 第 4 条の規定により育英資金の貸与の決定の通知を受けた者は、保証人の連署した育英資金借用書（別記様式第 4 号）を遅滞なく、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(借用証書の提出)</p> <p>第 8 条 貸与生が貸与期間の満了その他の理由で貸与生でなくなったときは、遅滞なく、貸与を受けた育英資金の全額について、保証人の連署した育英資金借用証書（別記様式第 6 号）を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の育英資金借用証書に係る保証人は、第 6 条の育英資金借用書に係る保証人と同一でなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があると県教育委員会が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第 4 条 県教育委員会は、前条の育英資金貸与申請書の提出があったときは、育英資金貸与の適否を決定し、適当であると決定した者に対しその旨を育英資金貸与決定通知書（別記様式第 3 号）<u>（以下「決定通知」という。）</u>によって通知するものとする。</p> <p>(借用証書の提出)</p> <p>第 6 条 第 4 条の規定により育英資金の貸与の決定の通知を受けた者は、保証人の連署した育英資金借用証書（別記様式第 4 号）を遅滞なく、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(借用金額の通知)</p> <p>第 8 条 県教育委員会は、<u>貸与生が貸与期間の満了その他の理由で貸与生でなくなったときは、借用確定金額について、貸与生及び保証人に対し育英資金借用金額確定通知書（別記様式第 6 号）によって通知するものとする。</u></p>

別記様式第 4 号及び別記様式第 6 号を次のように改める。

(表面)

様式第 4 号 (その 1) (第 6 条関係)

育英資金借用証書

(高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部、専修学校 (高等課程))

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

借受人

学校名

(郵便番号

) ※マンション等にお住まいの場合マンション名及び部屋番号を必ず記入してください。

住所

(フリガナ)

本人氏名

印

電話番号

採用決定番号

生年月日

年

月

日

貸与期間	年 月 ~ 年 月
育英資金の種類	一般育英資金 へき地育英資金
通学の形態	自 宅 自 宅 外
貸与月額	円
貸与総額 (借用申込金額)	円
返還方法	月賦 半年賦 年賦 一括
返還期間	年 月 ~ 年 月

※借用確定金額	円
---------	---

上記のとおり宮崎県育英資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づく育英資金を借用します。
 この育英資金は、条例第 9 条の規定により返還の債務を生じたときは、奨学生のしおりに従い、遅滞なく返還します。
 なお、正当な理由なく返還が遅延したときは、条例第 12 条の規定により、返還すべき額につき年 7.6%の割合で計算した遅延利息を支払います。
 また、上記「※借用確定金額」については、裏面の貸与総額一覧表の貸与総額を限度として、借用金額が確定したときに、宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めます。

記入上の注意事項

- 1 学校名、住所、氏名等、記入すべき欄は必ず記入し、記入漏れがないようにすること。
- 2 貸与期間、育英資金の種類、貸与月額、貸与総額は、決定通知等に記載されている内容を記入すること。
- 3 返還方法は月賦・半年賦・年賦・一括のいずれかに○をすること。
 月 賦・・・4月1日より翌年3月31日までに、1年あたり返還額を12分割し納付。
 半年賦・・・4月1日より翌年3月31日までに、1年あたり返還額を2分割し納付。
 年 賦・・・4月1日より翌年3月31日までに、1年あたり返還額を一括し納付。
 一 括・・・4月1日より翌年3月31日までに、返還額全額を一括し納付。
- 4 返還期間は、貸与期間の4倍(最長20年)以内の期間になります。

(裏面)

育英資金の借用については、下記の貸与総額一覧表の貸与総額の範囲内で確定した借用確定金額を、教育委員会が「※借用確定金額」欄に記入することを認め、借受人と借受債務について連帯して負担します。

年 月 日

	第一連帯保証人	第二連帯保証人
(郵便番号) 住所	(〒 ー)	(〒 ー)
(フリガナ) 氏名	実印	実印
電話番号		
生年月日	年 月 日	年 月 日
勤務先		
(郵便番号) 勤務先住所	(〒 ー)	(〒 ー)
勤務先 電話番号		

(1) 貸与総額一覧表(一般育英資金) (単位:円)

	国公立			私立		
	貸与月額	貸与月数	貸与総額	貸与月額	貸与月数	貸与総額
1年制自宅	18,000	12	216,000	30,000	12	360,000
1年制自宅外	23,000	12	276,000	35,000	12	420,000
2年制自宅	18,000	24	432,000	30,000	24	720,000
2年制自宅外	23,000	24	552,000	35,000	24	840,000
3年制自宅	18,000	36	648,000	30,000	36	1,080,000
3年制自宅外	23,000	36	828,000	35,000	36	1,260,000
4年制自宅	18,000	48	864,000	30,000	48	1,440,000
4年制自宅外	23,000	48	1,104,000	35,000	48	1,680,000
5年制自宅	18,000	60	1,080,000	30,000	60	1,800,000
5年制自宅外	23,000	60	1,380,000	35,000	60	2,100,000

(2) 貸与総額一覧表(へき地育英資金) (単位:円)

	国公立			私立		
	貸与月額	貸与月数	貸与総額	貸与月額	貸与月数	貸与総額
1年制自宅	27,000	12	324,000	34,000	12	408,000
1年制自宅外	38,000	12	456,000	45,000	12	540,000
2年制自宅	27,000	24	648,000	34,000	24	816,000
2年制自宅外	38,000	24	912,000	45,000	24	1,080,000
3年制自宅	27,000	36	972,000	34,000	36	1,224,000
3年制自宅外	38,000	36	1,368,000	45,000	36	1,620,000
4年制自宅	27,000	48	1,296,000	34,000	48	1,632,000
4年制自宅外	38,000	48	1,824,000	45,000	48	2,160,000
5年制自宅	27,000	60	1,620,000	34,000	60	2,040,000
5年制自宅外	38,000	60	2,280,000	45,000	60	2,700,000

(表面)

様式第 4 号 (その 2) (第 6 条関係)

収 入
印 紙

育英資金借用証書 (大学・短期大学・専修学校 (専門課程)・高等専門学校)

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

借受人

学校名

(郵便番号) ※マンション等にお住まいの場合マンション名及び部屋番号を必ず記入してください。

住所

(フリガナ)

本人氏名 印

電話番号

採用決定番号

生年月日 年 月 日

貸与期間	年 月 ~ 年 月
育英資金の種類	一般育英資金 へき地育英資金
通学の形態	自 宅 自 宅 外
貸与月額	円
貸与総額 (借用申込金額)	円
返還方法	月賦 半年賦 年賦 一括
返還期間	年 月 ~ 年 月

※借用確定金額 円

上記のとおり宮崎県育英資金貸与条例 (以下「条例」という。) に基づく育英資金を借用します。
 この育英資金は、条例第 9 条の規定により返還の債務を生じたときは、奨学生のしおりに従い、遅滞なく返還します。
 なお、正当な理由なく返還が遅延したときは、条例第 12 条の規定により、返還すべき額につき年 7.6% の割合で計算した遅延利息を支払います。
 また、上記「※借用確定金額」については、裏面の貸与総額一覧表の貸与総額を限度として、借用金額が確定したときに、宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めます。

記入上の注意事項

- 1 学校名、住所、氏名等、記入すべき欄は必ず記入し、記入漏れがないようにすること。
- 2 貸与期間、育英資金の種類、貸与月額、貸与総額は、決定通知等に記載されている内容を記入すること。
- 3 返還方法は月賦・半年賦・年賦・一括のいずれかに○をすること。
 月 賦・・・4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までに、1 年あたり返還額を 12 分割し納付。
 半年賦・・・4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までに、1 年あたり返還額を 2 分割し納付。
 年 賦・・・4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までに、1 年あたり返還額を一括し納付。
 一 括・・・4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までに、返還額全額を一括し納付。
- 4 返還期間は、貸与期間の 4 倍 (最長 20 年) 以内の期間になります。

(裏面)

育英資金の借用については、下記の貸与総額一覧表の貸与総額の範囲内で確定した借用確定金額を、教育委員会が「※借用確定金額」欄に記入することを認め、借受人と借受債務について連帯して負担します。

年 月 日

	第一連帯保証人	第二連帯保証人
(郵便番号)	(〒 ー)	(〒 ー)
住所		
(フリガナ)		
氏名	実印	実印
電話番号		
生年月日	年 月 日	年 月 日
勤務先		
(郵便番号)	(〒 ー)	(〒 ー)
勤務先住所		
勤務先電話番号		

(1) 貸与総額一覧表(大学) (単位:円)

	国公立			私立		
	貸与月額	貸与月数	貸与総額	貸与月額	貸与月数	貸与総額
2年制自宅	44,000	24	1,056,000	53,000	24	1,272,000
2年制自宅外	50,000	24	1,200,000	63,000	24	1,512,000
4年制自宅	44,000	48	2,112,000	53,000	48	2,544,000
4年制自宅外	50,000	48	2,400,000	63,000	48	3,024,000
6年制自宅	44,000	72	3,168,000	53,000	72	3,816,000
6年制自宅外	50,000	72	3,600,000	63,000	72	4,536,000

(2) 貸与総額一覧表(専修学校(専門課程)・短期大学) (単位:円)

	国公立			私立		
	貸与月額	貸与月数	貸与総額	貸与月額	貸与月数	貸与総額
1年制自宅	44,000	12	528,000	52,000	12	624,000
1年制自宅外	50,000	12	600,000	59,000	12	708,000
2年制自宅	44,000	24	1,056,000	52,000	24	1,248,000
2年制自宅外	50,000	24	1,200,000	59,000	24	1,416,000
3年制自宅	44,000	36	1,584,000	52,000	36	1,872,000
3年制自宅外	50,000	36	1,800,000	59,000	36	2,124,000
4年制自宅	44,000	48	2,112,000	52,000	48	2,496,000
4年制自宅外	50,000	48	2,400,000	59,000	48	2,832,000

(3) 貸与総額一覧表(高等専門学校(括弧書き内はへき地育英資金)) (単位:円)

	国公立			私立		
	貸与月額	貸与月数	貸与総額	貸与月額	貸与月数	貸与総額
1年制自宅	18,000(27,000)	12	216,000(324,000)	30,000(34,000)	12	360,000(408,000)
1年制自宅外	23,000(38,000)	12	276,000(456,000)	35,000(45,000)	12	420,000(540,000)
2年制自宅	18,000(27,000)	24	432,000(648,000)	30,000(34,000)	24	720,000(816,000)
2年制自宅外	23,000(38,000)	24	552,000(912,000)	35,000(45,000)	24	840,000(1,080,000)
3年制自宅	18,000(27,000)	36	648,000(972,000)	30,000(34,000)	36	1,080,000(1,224,000)
3年制自宅外	23,000(38,000)	36	828,000(1,368,000)	35,000(45,000)	36	1,260,000(1,620,000)
4年制自宅	18,000(27,000)	48	864,000(1,296,000)	30,000(34,000)	48	1,440,000(1,632,000)
4年制自宅外	23,000(38,000)	48	1,104,000(1,824,000)	35,000(45,000)	48	1,680,000(2,160,000)
5年制自宅	18,000(27,000)	60	1,080,000(1,620,000)	30,000(34,000)	60	1,800,000(2,040,000)
5年制自宅外	23,000(38,000)	60	1,380,000(2,280,000)	35,000(45,000)	60	2,100,000(2,700,000)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

(住所)

(氏名)

宮 崎 県 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

育英資金借用金額確定通知書

宮崎県育英資金採用決定番号 様が
年 月から 年 月まで借用した宮崎県育英資金
の借用金額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

借用確定金額 円

(文書取扱 財務福利課)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに育英資金の貸与を受けていた者に係る育英資金借用書及び育英資金借用証書については、この規則による改正後の宮崎県育英資金貸与条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第14号

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則

宮崎県体育館管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利用の申込み)	(使用の申込み)
第2条 体育館の施設又は設備（以下「体育館施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、 <u>宮崎県体育館利用申込書</u> （別記様式第1号）を県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。	第2条 体育館の施設又は設備（以下「体育館施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、 <u>宮崎県体育館使用申込書</u> （別記様式第1号）を県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。
<u>(利用許可)</u>	<u>(使用許可)</u>
第3条 所長は、前条の規定により <u>利用</u> の申込みがあった場合において、 <u>利用</u> の許可をするときは、申込者に <u>宮崎県体育館利用許可書</u> （別記様式第2号）を交付するものとし、 <u>利用</u> の許可をしないときは、申込者に <u>宮崎県体育館利用不許可通知書</u> （別記様式第3号）により通知するものとする。	第3条 所長は、前条の規定により <u>使用</u> の申込みがあった場合において、 <u>使用</u> の許可をするときは、申込者に <u>宮崎県体育館使用許可書</u> （別記様式第2号）を交付するものとし、 <u>使用</u> の許可をしないときは、申込者に <u>宮崎県体育館使用不許可通知書</u> （別記様式第3号）により通知するものとする。
2 所長は、必要があると認めるときは、前項の <u>利用</u> の許可に条件を付けることができる。	2 所長は、必要があると認めるときは、前項の <u>使用</u> の許可に条件を付けることができる。
(利用許可の制限)	(使用許可の制限)
第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 <u>体育館施設等の利用</u> を許可しないものとする。	第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 <u>体育館施設等の使用</u> を許可しないものとする。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) <u>宮崎県体育館利用申込書</u> の内容に偽りがあるとき。	(4) <u>宮崎県体育館使用申込書</u> の内容に偽りがあるとき。
(5) [略]	(5) [略]
(利用者の遵守事項)	(使用者の遵守事項)
第5条 第3条第1項の規定により <u>利用</u> を許可された者（以下「 <u>利用者</u> 」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。	第5条 第3条第1項の規定により <u>使用</u> を許可された者（以下「 <u>使用者</u> 」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 許可された <u>利用</u> の目的又は条件に違反しないこと。	(1) 許可された <u>使用</u> の目的又は条件に違反しないこと。
(2)～(5) [略]	(2)～(5) [略]
(利用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)
第6条 所長は、 <u>利用者</u> が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条の規定に反する行為がある者については、 <u>体育館施設等の利用</u> の許可を取り消し、 <u>利用</u> を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。	第6条 所長は、 <u>使用者</u> が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条の規定に反する行為がある者については、 <u>体育館施設等の使用</u> の許可を取り消し、 <u>使用</u> を中止させ、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。
2 前項の取消し等によって <u>利用者</u> に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。	2 前項の取消し等によって <u>使用者</u> に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
(利用許可の取消しの申出)	(使用許可の取消しの申出)
第7条 <u>利用者</u> が <u>利用</u> の許可の取消しの申出をするときは、 <u>宮崎県体育館利用許可取消申出書</u> （別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。	第7条 <u>使用者</u> が <u>使用</u> の許可の取消しの申出をするときは、 <u>宮崎県体育館使用許可取消申出書</u> （別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。
2 所長は、前項の規定による <u>宮崎県体育館利用許可取消申出書</u> の提出があったときは、当該申出書に係る <u>利用</u> の許可を取り消し、その旨を当該申出者に通知するものとする。	2 所長は、前項の規定による <u>宮崎県体育館使用許可取消申出書</u> の提出があったときは、当該申出書に係る <u>使用</u> の許可を取り消し、その旨を当該申出者に通知するものとする。

（利用の制限）

第 8 条 所長は、必要があると認めるときは、体育館施設等の利用を制限することができる。

第 9 条・第 10 条 [略]

（弁償）

第 11 条 体育館施設等の利用の許可を受けた者が、体育館施設等を損傷し、又は滅失したときは、原状に復し、又は県教育委員会の定める金額によって損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第 12 条 教育関係の公の施設に関する条例第 4 条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項及び第 7 条から第 10 条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]	
第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項及び第 7 条から第 10 条まで	[略]
第 9 条、第 10 条	

（利用料金の支払い）

第 13 条 指定管理者による管理の場合、利用者は、当該指定管理者に体育館施設等の利用料金（教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 1 項に規定する利用料金。以下同じ。）を支払わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第 14 条 教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第 5 号）によるものとする。

2 [略]

（指定管理者の管理の基準）

第 17 条 教育関係の公の施設に関する条例第 7 条において準用する公の施設に関する条例第 10 条の 4 の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) [略]
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3)・(4) [略]

（利用料金の承認）

第 18 条 指定管理者は、教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 3 項に規定する県教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第 6 号）に歳入歳出見込書その他県教育委員会が必要と認める書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。

（利用料金の減額等）

（使用料の還付）

第 8 条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成 13 年宮崎県条例第 23 号。以下「使用料条例」という。）別表第 1 に定める体育館使用料に係る使用料条例第 5 条第 3 号に規定する使用前とは、使用日の 7 日前の日以前とする。

2 使用料条例第 5 条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第 5 号）を所長に提出しなければならない。

（使用の制限）

第 9 条 所長は、必要があると認めるときは、体育館施設等の使用を制限することができる。

第 10 条・第 11 条 [略]

（弁償）

第 12 条 体育館施設等の使用の許可を受けた者が、体育館施設等を損傷し、又は滅失したときは、原状に復し、又は県教育委員会の定める金額によって損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第 13 条 教育関係の公の施設に関する条例第 4 条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 9 条から第 11 条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]	
第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 9 条から第 11 条まで	[略]
第 10 条、第 11 条	

（指定管理者の指定の申請）

第 14 条 教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第 6 号）によるものとする。

2 [略]

（指定管理者の管理の基準）

第 17 条 教育関係の公の施設に関する条例第 7 条において準用する公の施設に関する条例第 10 条の 4 の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) [略]
- (2) 使用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3)・(4) [略]

第19条 教育関係の公の施設に関する条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 県又は県教育委員会が主催又は共催する行事に利用するとき。

(2) 県又は県教育委員会が後援する行事のうち入場料等を徴収しないもので、次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が主たる参加者となるとき。

イ 児童・生徒が主たる参加者となるとき。

(3) その他県教育委員会が別に定める基準

第20条～第24条 [略]

第18条～第22条 [略]

別記様式第1号から第6号を次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

宮 崎 県 体 育 館 使 用 申 込 書

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

住 所
電 話

申込者 フリガナ 氏 名 性別 (男・女)

生年月日 年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

使用中の責任者氏名 電話

関係条例・規則を遵守しますので、次のとおり体育館の使用を許可されるよう申し込みます。

1 使用目的	行事名				※ 使用料
2 使用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ 2 文 化 行 事 3 その他の催物				
4 入場料徴収の有無	無		有		最高入場料金 円
5 使用箇所	1 本館競技場 全・2/3・半分・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・半分・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない	
	5 会 議 室	6 ス テ ー ジ	7 控 室 No.1・No.2・No.3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体	
6 使用期日及び使用時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分		年 月 日 時 分 ~ 時 分		円
7 使用設備	1 放送設備	2 電光表示盤	3 ボーダーライト	4 スポットライト	円
8 使用器具及び数量	品 名				円
※9 その他追加額又は減額					円
※10 使用料合計額					円
入場予定人員					人
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号第	号

- 注意事項 1 必要事項を記入の上該当するものの記号を○で囲んでください。
2 ※印の欄は記入しないでください。
3 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。
4 使用料は、係員の指示によって宮崎県収入証紙 (現金) で該当額をはって (直接) 納入してください。
5 申込者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

裏面

証紙をはり付けるところ

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要

様式第 2 号 (第 3 条関係)

宮 崎 県 体 育 館 使 用 許 可 書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

使用中の責任者氏名

電話

次のとおり体育館の使用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 関
(指定管理者 代表者)

1 使用目的	行事名				使用料
2 使用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ	2 文 化 行 事	3 その他の催物		
4 入場料徴収の有無	無		有	最高入場料金 一 人 円	円
5 使用箇所	1 本館競技場 全・2/3・半分・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・半分・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない	円
	5 会 議 室	6 ス テ ージ	7 控 室 No. 1・No. 2・No. 3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体	
6 使用期日及び使用時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分	年 月 日 時 分 ~ 時 分	年 月 日 時 分 ~ 時 分	年 月 日 時 分 ~ 時 分	円
7 使用設備	1 放送設備	2 電光表示盤	3 ボーダーライト	4 スポットライト	円
	5 フットライト	6 シャワー	7 浴室		円
8 使用器具及び数量	品 名				円
	数 量				円
9 その他追加額又は減額					円
10 使用料合計額					円
入場予定人員					人
受付年月日	年 月 日				

注意事項 ○ 施設使用の際、本許可書を係員に提示してください。

○ 次の各項に該当するときは、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の一時停止をすることがあります。以上の処分で使用者に損害を生じても県（指定管理者）は、その責任を負いませんからあらかじめご承知ください。

- 1 所長（指定管理者）の許可を受けないで使用の目的を変更し、又は許可の条件に違反したとき。
- 2 使用者が県条例又は規則に違反したとき。
- 3 所長（指定管理者）が公益上必要があると認めたとき。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

宮 崎 県 体 育 館 使 用 不 許 可 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

使用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあった宮崎県体育館の使用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 関
(指定管理者 代表者)

1 使用目的	行事名				使用料
2 使用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ	2 文 化 行 事	3 そ の 他 の 催 物		
4 入場料徴収の有無	無		有		最高入場料金 一 円 円
5 使用箇所	1 本館競技場 全・2/3・半分・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・半分・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない	円
	5 会 議 室	6 ス テ ー ジ	7 控 室 No.1・No.2・No.3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体	
6 使用期日及び使用時間	年 月 日	時 分	～	時 分	円
	年 月 日	時 分	～	時 分	
	年 月 日	時 分	～	時 分	
	年 月 日	時 分	～	時 分	
7 使用設備	1 放送設備	2 電光表示盤	3 ボーダーライト	4 スポットライト	円
	5 フットライト	6 シャワー	7 浴室		
8 使用器具及び数量	品 名				円
	数 量				
9 その他追加額又は減額					円
10 使用料合計額					円
入場予定人員					人
受付年月日	年 月 日				

許可できない理由	
----------	--

様式第 4 号（第 7 条関係）

宮 崎 県 体 育 館 使 用 許 可 取 消 申 出 書

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
（指定管理者 代表者 様）

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名

使用中の責任者氏名 電話

年 月 日付け第 号で許可のあった宮崎県体育館の使用を中止したいので、宮崎県体育館管理規則
第 7 条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする 理 由	
備 考	

添付書類
宮崎県体育館使用許可書の写し

様式第 5 号 (第 8 条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所
申請者 電話
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称ならびに代表者の氏名 〕

年 月 日付け第 号で許可のあつた宮崎県体育館の施設の使用料の還付を受けたいので、宮崎県体育館管理規則第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由		
既納の使用料	納付日	年 月 日
	納付額	円
還付請求額	円	
備 考		

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付することを証する書面

口座振込申出書		
	振込先金融機関名	銀行 支店
振込	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
口座	フリガナ	
	口座名義	

様式第 6 号（第14条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

印

宮崎県体育館の指定管理者の指定を受けたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項の規定により申請します。

（添付書類）

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第15号

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用の申込み)</p> <p>第2条 射撃場の施設又は設備（以下「射撃場施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、宮崎県ライフル射撃競技場利用申込書（別記様式第1号）を県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(利用許可)</p> <p>第3条 所長は、前条の規定により利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場利用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の利用の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、射撃場施設等の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 宮崎県ライフル射撃競技場利用申込書の内容に偽りがあるとき。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第5条 第3条第1項の規定により利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 所長は、利用者が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条の規定に反する行為がある者については、射撃場施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県ライフル射撃競技場利用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による宮崎県ライフル射撃競技場利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該申出者に通知するものとする。</p>	<p>(使用の申込み)</p> <p>第2条 射撃場の施設又は設備（以下「射撃場施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、宮崎県ライフル射撃競技場使用申込書（別記様式第1号）を県教育庁スポーツ指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 所長は、前条の規定により使用の申込みがあった場合において、使用の許可をするときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、使用の許可をしないときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場使用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の使用の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、射撃場施設等の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 宮崎県ライフル射撃競技場使用申込書の内容に偽りがあるとき。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第5条 第3条第1項の規定により使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 所長は、使用者が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条の規定に反する行為がある者については、射撃場施設等の使用の許可を取り消し、使用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>2 前項の取消し等によって使用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(使用許可の取消しの申出)</p> <p>第7条 使用者が使用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県ライフル射撃競技場使用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による宮崎県ライフル射撃競技場使用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る使用の許可を取り消し、その旨を当該申出者に通知するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例</p>

(利用の制限)

第 8 条 所長は、必要があると認めるときは、射撃場施設等の利用を制限することができる。

(利用時間)

第 9 条 射撃場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

4 月から10月まで 午前 9 時から午後 4 時30分まで

11月から 3 月まで 午前 9 時30分から午後 4 時まで

(休場日)

第10条 [略]

(弁償)

第11条 射撃場施設等の利用の許可を受けた者が、射撃場施設等を損傷し、又は滅失したときは、原状に復し、又は県教育委員会の定める金額によって損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第12条 教育関係の公の施設に関する条例第 4 条の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項及び第 7 条から第10条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]	
第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項及び第 7 条から第10条まで	[略]
第 9 条、第10条	

(利用料金の支払い)

第13条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に射撃場施設等の利用料金（教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 1 項に規定する利用料金。以下同じ。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第 5 号）によるものとする。

2 [略]

(指定管理者の管理の基準)

第17条 教育関係の公の施設に関する条例第 7 条において準用する公の施設に関する条例第10条の 4 の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) [略]

(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3)・(4) [略]

(利用料金の承認)

第18条 指定管理者は、教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第

23号。以下「使用料条例」という。) 別表第 1 に定めるライフル射撃競技場使用料に係る使用料条例第 5 条第 3 号に規定する使用前とは、使用日の 7 日前の日以前とする。

2 使用料条例第 5 条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第 5 号）を所長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第 9 条 所長は、必要があると認めるときは、射撃場施設等の使用を制限することができる。

(使用時間)

第10条 射撃場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

4 月から10月まで 午前 9 時から午後 4 時30分まで

11月から 3 月まで 午前 9 時30分から午後 4 時まで

(休場日)

第11条 [略]

(弁償)

第12条 射撃場施設等の使用の許可を受けた者が、射撃場施設等を損傷し、又は滅失したときは、原状に復し、又は県教育委員会の定める金額によって損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第13条 教育関係の公の施設に関する条例第 4 条の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 9 条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]	
第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 9 条から第11条まで	[略]
第10条、第11条	

(指定管理者の指定の申請)

第14条 教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第 6 号）によるものとする。

2 [略]

(指定管理者の管理の基準)

第17条 教育関係の公の施設に関する条例第 7 条において準用する公の施設に関する条例第10条の 4 の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) [略]

(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3)・(4) [略]

3 項に規定する県教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第 6 号）に歳入歳出見込書その他県教育委員会が必要と認める書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。

（利用料金の減額等）

第19条 教育関係の公の施設に関する条例第 6 条第 4 項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

（1） 県又は県教育委員会が主催又は共催する行事に利用するとき。

（2） 県又は県教育委員会が後援する行事のうち次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が主たる参加者となるとき。

イ 児童・生徒が主たる参加者となるとき。

（3） その他県教育委員会が別に定める基準

第20条～第24条 [略]

第18条～第22条 [略]

別記様式第 1 号から第 6 号を次のように改める。

別記
様式第 1 号（第 2 条関係）

宮崎県ライフル射撃競技場使用申込書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

住 所

電 話

申込者 フリガナ 氏 名 性別（男・女）

生年月日 年 月 日

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

使用中の責任者氏名 電話

関係条例、規則を遵守しますので、次のとおり宮崎県ライフル射撃競技場の使用を許可されるよう
申し込みます。

1	使用日時	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分まで
2	使用目的	
3	使用人員	
4	その他	

(注) 申込者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

収入証紙貼付欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役 員 名 簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

様式第 2 号（第 3 条関係）

宮崎県ライフル射撃競技場使用許可書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
使用中の責任者氏名

電話

次のとおり宮崎県ライフル射撃競技場の使用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1	使用日時	自	年	月	日	時	分から
		至	年	月	日	時	分まで
2	使用目的						
3	使用人員						
4	その他						

(注)

- 競技場使用の際、本許可書を係員に提示してください。
- 次の各項に該当するときは、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の一時停止をすることがあります。以上の処分で使用者に損害を生じても、県（指定管理者）は、その責任を負いませんからあらかじめご承知ください。
 - 1 所長（指定管理者）の許可を受けないで使用の目的を変更し、又は許可の条件に違反したとき。
 - 2 使用者が県条例又は規則に違反したとき。
 - 3 所長（指定管理者）が公益上必要があると認めたとき。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

宮崎県ライフル射撃競技場使用不許可通知書

文 書 番 号
年 月 日申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
使用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあった宮崎県ライフル射撃競技場の使用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1	使用日時	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分まで
2	使用目的	
3	使用人員	
4	その他	

許可できない理由	
----------	--

様式第 4 号（第 7 条関係）

宮崎県ライフル射撃競技場使用許可取消申出書

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
（指定管理者 代表者 様）

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
使用中の責任者氏名 電話

年 月 日付け第 号で許可のあった宮崎県ライフル射撃競技場の使用を中止したいので、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則第 7 条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする 理 由	
備 考	

添付書類

宮崎県ライフル射撃競技場使用許可書の写し

様式第 5 号 (第 8 条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所
申請者 電話
氏名〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称ならびに代表者の氏名 〕
㊟

年 月 日付け第 号で許可のあった宮崎県ライフル射撃競技場の施設の使用料の還付を受けたいので、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由			
既納の使用料	納付日	年 月 日	
	納付額		円
還付請求額			円
備 考			

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあった場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付することを証する書面

口座振込申出書		
	振込先金融機関名	銀行 支店
振込	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
口座	フリガナ	
	口座名義	

様式第 6 号（第14条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 印

宮崎県ライフル射撃競技場の指定管理者の指定を受けたいので、教育関係の公の施設に関する条例第 5 条第 1 項の規定により申請します。

（添付書類）

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 9 号

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）
第 5 条第 3 項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15
条の 3 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県体育館
宮崎県ライフル射撃競技場
宮崎県総合運動公園有料公園施設
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
財団法人宮崎県スポーツ施設協会
会長 佐 藤 勇 夫
宮崎県宮崎市大字熊野2206番地 1
- 3 指定の期間
平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

--	--